

平成22年度
事業計画

平成22年 2月25日

学校法人 自治医科大学

基本方針

本学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保・向上及び地域住民の福祉の向上を図るために、開学以来、多くの関係者の理解と協力の下、優れた総合医の養成システムを確立すること等を通じ、地域医療の確保等の要請に応えてきた。

全国的な医師不足が深刻さを増す中、国は、地域間、診療科間、病院・診療所間の医師偏在の是正策や医学部入学定員の大幅増員による医師確保策を講じ、地域医療の再生・強化を図るとともに、厳しい医療の現状を踏まえ従来の医療費削減方針の見直しを行うこととしている。本学医学部においては、国の方針を受けて、入学定員を増加（平成20年度10名増加、平成21年度3名増加）し、幅広い臨床能力を有する総合医の養成を通じて、社会の期待に応えられるよう一層努めていくこととする。

本学運営にあたっては、第2期中長期目標・中期計画（平成20-24年度）を着実に進展させることを基本とし、本学の特色を生かして教育、研究、診療の充実・向上に取り組むとともに、大学及び病院の経営の一層の効率化に努めることとする。

平成22年度の主な事業としては、大学については、医学部の入学者選抜地の見直し、いわゆる「ふるさと受験」ができるよう平成22年度入試から改めたが、引き続き国の医師確保対策等の本学への影響を検証し、入試制度のあり方を検討すること、総合医養成機関として相応しい教育・研究環境を整備するため「教育・研究棟（仮称）建設」を開始するとともに大学本館リニューアル基本設計を行うこと、看護学部については、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、教育課程について検討することとする。

附属病院については、第2回目の病院機能評価を受審し、医療の質の向上及び医療安全に努めること、近隣医療機関との診療連携を強化し、大学病院としての役割を果たしていくこと、また、多様な医療ニーズに対応していくための外来リニューアルを本格化するとともに、優秀な臨床研修医の確保のためにレジデントハウス建設に取り組むこととする。

附属さいたま医療センターについては、地域ニーズの高い周産期医療の充実を図るため新生児集中治療部門（NICU・GCU）を開設するとともに、診療の質向上、医療安全の確保、近隣医療機関との連携強化、病棟リニューアル等に取り組むこととする。

平成22年度は、以上のような計画を適切に推進し、教育水準をさらに向上させるとともに、研究活動の活性化及び研究水準の向上、安全で質の高い医療の提供、経営基盤の安定化を図れるよう一層の努力を行うこととする。

1 大学

本学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保・向上及び地域住民の福祉の向上を図るといふ設立の趣旨を踏まえ、地域医療の状況等を的確にとらえつつ、教育、研究の質的向上を不断に図るとともに、教育研究環境の整備充実に努め、あわせて地域に開かれた大学を目指す。

主な取組み

- ・ 平成22年度入試から医学部の入学者選抜地の見直しを行い、いわゆる「ふるさと受験」ができるよう改めた。今後は国の新たな医師の確保策である「地域枠」や医学部入学定員の大幅な増加による本学への影響を検証し、入試制度のあり方を含め適切に対応する。
- ・ 本学医学部卒業生が円滑に義務年限を遂行できるよう、また、義務年限終了後も引き続き地元の地域医療に貢献できるよう、都道府県との連携及び支援等を強化していく。
- ・ 多くの地域住民が参加できる公開講座を地元自治体等と共催で開催し、生涯学習の場を提供することを通じて、地域との連携を深めていく。
- ・ 諸外国からの学生及び研究者を積極的に受け入れるとともに、本学学生及び研究者を海外に派遣し、国際交流を通して国際的な視野を持つ人材を育成する。
- ・ 地域医療に従事する医師を養成する高度医育機関として相応しい、教室、実習室及び最先端教育機器などを整備した「教育・研究棟（仮称）」建設に着手する。

2 医学部

医学部は、6年間の教育課程を通じて、一貫したカリキュラムを組み、人間性豊かな人格形成に力を注ぎ、医の倫理を会得させ、将来地域医療に進んで挺身する気概と、高度な医療能力を有する臨床医を養成する。

(1) 医学部の定員等

- ① 医学科6学年収容定員 636名
- ② 平成22年4月 医学部第39期生入学定員 113名
- ③ 平成23年3月 医学部第34期生卒業

(2) 主な取組み

- ① 学生教育に関すること
 - ・ 医学教育センター、教務委員会が連携して本学独自の教育体制を向上させ、幅広い総合的な臨床能力を有する総合医の養成に努める。

- ・ シミュレーション教育を充実させるとともに、診断学実習の充実化及び社会的対応力の向上を図るため開講した臨床社会学の検証・評価を行い、更にカリキュラムの充実を図る。
- ・ 引き続き、教員の教育面における評価方法の確立に向けて、評価制度の見直しや評価に応じた報酬制度について検討する。
- ・ 地域医療に従事する医師を養成する高度医育機関として相応しい、教室、実習室及び最先端教育機器などの教育環境並びに学術研究活動が継続的に安定稼働できる研究環境の整備を目的とした「教育・研究棟（仮称）」建設に着手する。
- ・ 本学の教育方針である全人格的接触による情操教育を行う場のひとつである体育施設の老朽化に伴い、施設設備のリニューアルに向けた劣化診断を行う。

②国家試験対策に関すること

- ・ 医師国家試験の高い合格率を引き続き維持するため、医学教育センターと教務委員会等が連携して、学生の成績・能力に応じて特別補講等を実施し、学業、精神両面から学生を支援する。

③学生の受入れに関すること

- ・ 地域の医師不足を反映して多くの都道府県で導入されている「地域枠」の本学への影響を考慮し、今年度入試からいわゆる「ふるさと受験」ができるよう入試制度を見直すなど、志願者増の対策を講じてきたが、引き続き、入試動向を勘案しながら、学生募集や入学者選抜方法等について検討を行っていく。
- ・ 国が打ち出した平成 22 年度から向こう 10 年間の医学部入学定員の増員に対する本学の対応について、全国知事会と協議を行っていく。
- ・ 建学の精神にふさわしい能力と適性を有する学生を確保するため、都道府県との協力・連携を強化して、更に地域医療への理解及び本学の認知度を高めていくための大学説明会や高等学校への PR 等の広報活動を充実させる。

④学生の支援に関すること

- ・ 学習に専念できるよう、今年度の新入生から、従来の修学資金（義務を果たすことにより返還が免除される入学金、授業料）に加えて、入学時の学習支援を目的とした新たな経済支援策を講じるとともに、奨学資金貸与制度を充実させ経済面の支援を行っていく。
- ・ 新医学生寮が全人的教育を行う「場」として機能を発揮できるよう、また、安定した生活が送れるよう、寮指導主事会を中心に学生委員会、学生相談室等関係委員会との連携を密にし、さらに、BBS（先輩学生による生活支援体制）の協力を得て、メンタル面及び生活面の相談並びに指導体制を整える。

⑤研究に関すること

- ・ 本学の特色を生かした卒業生との共同研究「大規模地域ゲノムバンク／介入コホート研究推進事業」を推進し、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「先端医科学の地域医療への展開」で得られた成果をさらに発展させる。
- ・ 外部資金を活用した新たな寄附講座「緩和医療講座」を開設し、医学生の緩和ケア教育プログラムの実践を通じ、日本全国の均てん化する緩和ケア教育プログラムを普及発展させる研究を行う。

3 看護学部

看護学部は、4年間の教育課程を通じて、豊かな人間性を涵養することに力を注ぎ、高い資質と倫理観を有する高度医療と地域の看護に貢献できる看護職者を育成する。

(1) 看護学部の定員等

- ① 看護学科4学年収容定員 420名
- ② 平成22年4月 看護学部第9期生入学定員 105名
- ③ 平成23年3月 看護学部第6期生卒業

(2) 主な取組み

①学生教育に関すること

- ・ 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正があったため、教育課程についての検討を行う。
- ・ 新カリキュラムへの移行期にあるため、学生に対するオリエンテーション、履修ガイダンス、カリキュラム説明会等を行い、新旧のカリキュラムが円滑に運用できるよう努める。
- ・ 臨床教授等との協力、研修プログラムの検討、臨床実習指導研修会等を通じて、看護学実習教育体制について評価・見直しを行い、教育の充実を図る。
- ・ 教員の教育面における評価方法の確立に向けて検討を行う。
- ・ 学生、卒業生による授業評価実施方法の検討・見直し、授業研究会の開催等を行い、教員の教育・研究能力の向上を図るとともに、教育方法の改善を図る。
- ・ 国際看護活動論、国際保健論の授業を通して、また、海外研修や学術交流協定等国際交流について検討を進め、国際的視野を持った人材育成を図る。

②国家試験対策に関すること

- ・ 看護関連国家試験の分析結果等を踏まえて、国家試験ガイダンス、国家試験対策ゼミ、模擬試験を実施するとともに、学習相談体制等を充実させ、合格率の向上を図る。

③学生の受入れに関すること

- ・ 平成 22 年度入試から入学定員を 105 名（5 名増）に変更したことから、定員管理を適切に行う。
- ・ 学習意欲を持ち、適性の高い学生を確保するため、オープンキャンパスや進学説明会、高等学校における模擬授業等を積極的に実施し、本学部のアドミッションポリシー（求める学生像と学生受入れの基本方針）を周知する等、受験生に対する広報を効果的かつ重点的に行う。

④学生の支援に関すること

- ・ 学年担当アドバイザー、カウンセラー等の活動を通じて、学生の健康、安全、衛生に配慮した生活指導及び相談体制を充実させる。
- ・ 学生生活を安定させ学習に専念できるよう、学生委員会が関係委員会と連携して、経済的問題の相談に応じるとともに奨学資金貸与制度や授業料等の免除及び徴収猶予制度の活用を図りながら就学環境を充実させる。また、通学が困難な男子学生の学生寮の確保について検討する。

⑤研究に関すること

- ・ 外部研究資金の応募申請の増加並びに獲得を図る。
- ・ 研究環境の整備等について検討し、教員の研究活動の活発化を図る。
- ・ 附属病院看護職との共同研究を通して、臨床実践の場における看護研究を推進する。

4 大学院医学研究科

大学院医学研究科は、医学・医療の進展と地域医療の充実を図ることを目的とし、高度の研究能力と豊かな学識を身に付け、医学・医療の発展に指導的な役割を果たす人材を養成する。

(1) 大学院の定員等

- ① 博士課程4学年収容定員 100名
- ② 修士課程2学年収容定員 20名

(2) 主な取組み

①学生教育に関すること

- ・ 平成 19 年度に文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「全人的ながん医療の実践者養成」事業を継続し、チーム医療に熟知した高度な臨床能力と研究能力を有した医療人の育成を行う。

- ・ 文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された「新時代の地域医療学を創る人材の包括的育成」については平成 21 年度までの補助終了後も引き続き、地域医療の現場で活躍する様々な人材を活用し地域医療をチーム化していく新時代の地域医療学を確立し、地域医療のリーダーとなる医師等を体系的に養成する。
- ・ 基礎系大学院専任教員を配置し、教育・研究の水準向上を図る。
- ・ 学生ニーズや社会の動向を踏まえて授業科目の新規開設を行うとともに、学位基準変更に伴うカリキュラム見直しを検討し、カリキュラムの充実を図る。
- ・ 各専攻分野における研究能力等が修得できるよう、授業科目ごとに明示した到達目標に必要な知識・技術を明らかにし、厳格な成績評価と修了認定を行う。
- ・ 学位の水準や審査の透明性・客観性を確保するため、学外審査委員を登用し、適切に運営する。また、修業年限内の学位授与を促進する。

②学生の受入れに関すること

- ・ 社会人大学院（学内勤務者）制度を導入し、学生を受入れる。
- ・ ホームページの充実、学術雑誌等への PR 広告や大学院説明会等の広報活動を積極的に行い、教育理念に適う優秀な人材の確保に引き続き努める。なお、充足率の低い専攻については、定員の見直しも含め検討を行う。

③学生の支援に関すること

- ・ 学生が学習に専念できるような支援を行うため、他大学ではどのような経済的支援策等を講じているか状況を調査する。
- ・ 生活や進路に関する周知・相談体制を充実させ、学生の健康保持に努めるとともに学生が希望する進路に進められるよう支援する。

④研究に関すること

- ・ 自治医科大学プロジェクト研究推進チームの研究組織を基盤として、学内外の研究機関、研究者との交流を活性化する。

5 大学院看護学研究科

大学院看護学研究科は、地域の保健医療福祉の向上に寄与するために、看護学の高度な専門知識・技術を有し、看護管理と実践的教育、研究を通じて地域のケアニーズに即した看護活動を改革できる指導的な役割を果たす人材を育成する。

(1) 大学院の定員等

- ① 修士課程2学年収容定員 16名

(2) 主な取組み

①学生教育に関すること

- ・ 授業研究会、学生による授業評価の活用等により、教育の充実・向上に努める。
- ・ 教員の教育面における評価方法の確立に向けて検討を行う。
- ・ 引き続き文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「全人的ながん医療の実践者養成」を通して、チーム医療に熟知した高度な臨床能力と研究能力を有した高度看護専門職業人の育成を行う。
- ・ 共通科目が履修しやすくなるよう時間割の見直しを行う。
- ・ 大学院博士後期課程の開設準備に向けて、申請の認可要件を満たす教員の確保を図る。

②学生の受入れに関すること

- ・ 入試説明会、ホームページ、募集パンフレット等の広報活動を充実させ、社会人学生に適用される長期在学制度を活用しながら優秀な学生を確保する。また、長期在学制度の適用条件等について検討する。

③学生の支援に関すること

- ・ 奨学金貸与制度等、各種経済支援策を周知し、この活用により生活を安定させ、学習に専念できるよう支援する。
- ・ 平成 22 年度から研究生制度及び再入学制度を導入し、修了生を含めた学生支援のシステムを整備する。

④研究に関すること

- ・ 外部研究資金の応募申請の増加並びに獲得を図る。
- ・ 研究環境の整備等について検討し、教員の研究活動の活発化を図る。
- ・ 附属病院看護職との共同研究を通して、臨床実践の場における看護研究を推進する。

6 地域医療への貢献と卒業生への支援

へき地等の地域は、高齢人口の比率が高く、保健・医療・福祉制度の整備、充実が課題になっている。これらの地域において医学部卒業生は、住民や地方自治体のニーズに応じて地域包括ケアの実践に努め、大きな成果を上げてきている。しかしながら、医学部卒業生は、生活や研修等の環境面で厳しい状況に置かれており、本学では、都道府県との理解と協力の下に、医学部卒業生に対して様々な支援を行うこととしている。

(1) 卒業生への支援に関すること

- ・ 医学部卒業生が円滑に義務年限を遂行できるよう、卒後指導委員会が都道府県、顧問指導者連絡会等と連携して支援する。
- ・ 県人会、地域医療フォーラム、学外卒後指導委員による地域医療推進会議等を通じて、医学部卒業生が望む施策を把握し、これを踏まえた支援・協力をを行う。
- ・ 地域医療に従事する医学部卒業生のブラッシュアップ及び専門医認定等を支援するため、後期研修、研究生の本学への受入れを推進する。
- ・ 医師としての生涯教育支援策の一環として（財）地域社会振興財団との連携により卒後研修の充実、強化を図る。

（2）地域医療への貢献に関すること

- ・ 学長付医師の確保に努め、学長付医師（地域支援）制度を活用した地域の拠点となる病院への医師派遣を通じて、地域医療を支援する。
- ・ 「地域医療白書（第3号）」の平成23年度発刊に向けて、地域医療の現状、教育、研修等に関する各種アンケート及びフィールド調査等を実施し、地域医療の発展のため国、自治体等に対して提言を行う。
- ・ 医学部卒業生の地元への定着率を向上させるため、都道府県と協力・連携して所要の施策を講じていく。
- ・ 各都道府県における医学部卒業生の処遇、研修体制等の実情を把握し、これらの情報提供等を通じて、各都道府県への支援に努める。
- ・ 卒業生医師を中心に設置された（社）地域医療振興協会と連携を図りながら、地域における医療の確保と向上を図る。

7 教育研究施設

附属教育研究施設は、高度な医学知識と臨床的实力を身につけた医師の育成及び高い資質と倫理観を持ち高度医療と地域の看護に貢献できる総合的な看護職者を育成するなど、明確な目的を持ち設置している。

（1）地域医療学センターに関すること

- ・ 全国の卒業生ネットワークを活用し、生活習慣病などの遺伝的背景や地域集積性のゲノム解析、その予防策、新規治療法の確立を目指して、「大規模ゲノムバンク／介入コホート事業」を推進する。
- ・ 地域医療の現場で働く医師を支援するとともに、教育・研究の充実を図るため、研修者受け入れ、総合医の生涯教育及び指導者の育成、オープンラボを活用した研究指導・支援、公開シンポジウムの開催、医師の派遣、地域医療に対する提言等を行い、地域医療の向上・発展に努める。

(2) 分子病態治療研究センターに関すること

- ・ 文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択された「病態解明から治療開発に向けたバイオイメージング研究」を引き続き進展させるとともに、共同研究の推進を図る。

(3) 図書館に関すること

- ・ 入退館管理システムを導入した後の管理運用状況について検証を行い、利便性とサービスの向上に努める。
- ・ 学生教育や学術研究に必要な図書、雑誌、視聴覚資料等を適切に整備するとともに、情報の電子化を積極的に進め、利用者ニーズを踏まえてオンラインコンテンツ、アクセスツールの整備を行う。

(4) RIセンターに関すること

- ・ 放射線を利用した多様な研究を安全かつ効率的に行えるよう支援する。また、老朽化した放射線管理区域の入退監視システムの更新等を行い、放射線事故等の防止に努める。

(5) 実験医学センターに関すること

- ・ 各種の研究ニーズに対応できる共同利用施設として専門職員の育成に努めるとともに、老朽化した施設設備のリニューアルに向けて劣化診断を行う。

(6) 情報センターに関すること

- ・ セキュリティポリシー、各種のガイドライン等に従い、各システムの適正・円滑な運用に努めるとともに、学内情報の適切な管理を行っていくための認証システムの導入、学術ビデオコンテンツの追加導入、各システムの利用拡大を図る。

(7) メディカルシミュレーションセンター

- ・ 本学学生、医師・看護師等の教職員を対象にシミュレーター機器を用いた実践的な教育訓練コースを設定し、医療安全の向上を図る。

(8) 先端医療技術開発センター

- ・ 大型動物（ミニブタ）を用いた共同の研究施設として、学内外の研究機関に研究の場を提供しており、更に動物実験訓練用のMRIを整備するなどして、利用拡大を図りながら、研究の活性化を図る。

8 附属病院

附属病院は、大学の附属病院として昭和49年に開院し、地域住民の方々に高度医療を提供するとともに、学生に対する教育の実習、臨床研修医に対する研修の実施等医療人育成の役割を担っている。

平成22年度も引き続き、医療需要の変化や医療制度改革等を的確に捉え、地域医療の向上等大学病院に与えられた役割を果たして行く。

(1) 経営目標

○ 大学病院としての機能を生かし、医療安全の確保、向上に留意しつつ、高度な医療を提供するとともに、医療スタッフの確保、職種間の連携を図りながら次の数値を目標として効率的な病院運営に努める。

- ・ 外来患者1日平均 2,610人以上
- ・ 病床稼働率 88.0%以上
- ・ 新入院患者数 25,900人以上
- ・ 平均在院日数 14.0日以下

(2) 主な取組み

①診療に関すること

- ・ 特定機能病院、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、エイズ中核拠点病院、治験拠点医療機関、肝疾患連携拠点病院、難病医療ネットワーク事業拠点病院として充実を図る。
- ・ 大学病院としての適切な救急医療を提供していくために、3次救急に加え2次救急医療体制の確保にも努め、近隣の郡市医師会と地域における救急体制の役割分担を行う等連携強化を図る。
- ・ 高度医療機関としての役割を果たしていくために、当院認定の地域連携協力施設等との連携強化を図る。
- ・ 第3次救急医療機関としての役割を果たしていくため導入したドクターカーの運行実績を上げ、救命率を向上させるとともに、メディカルコントロール体制を充実させる。
- ・ 社会的要請に対応するために、とちぎ子ども医療センター、総合周産期母子医療センターの更なる充実を図る。
- ・ 臓器移植法改正に伴い、脳死に適切に対応できる体制の見直しを行う。

②医療安全に関すること

- ・ 医療安全の確保・向上を図るため、講演会等によって職員の意識向上に努めるとともに、感染対策チームが継続的に院内巡視を実施し、感染防止に努める。

- ・ 集中治療部、救命救急センター、麻酔科の連携強化を図り、院内および院外の重症患者にかかる質の高い管理等についての体制を確立し、医療安全の向上を図る。
- ・ 最新医療への対応及び医療安全の確保のために、医療機器の計画的な更新を行うとともに、規格の統一や保守管理の徹底等に努める。

③医療人の育成に関すること

- ・ 将来の医療を担う医療人及び当院における医療人を確保するために、臨床研修医のマッチング結果や研修医、指導医を対象としたアンケート調査結果を踏まえて、課題の改善に取り組む。このため、各診療科からなる臨床研修連絡協議会を設置し、初期および後期研修体制を強化する。また、医学部生等へのPRを強化し、受験者数の増加を図る。
- ・ 医療技能の修得・向上を図るために、シミュレーションセンターの活用等により臨床研修医、コ・メディカルを対象とした各種講習を実施する。
- ・ 女性医師支援センターを中心にして、引き続き、女性医師等に対する就業継続支援、育児支援、復職支援を充実させる。
- ・ 地域がん連携拠点病院として、文部科学省の助成事業「がんプロフェッショナル養成プラン」によるがん専門医の育成及び、がん専門薬剤師研修施設の認定申請を行いがん専門薬剤師の育成に努める。
- ・ 看護部と看護学部の連携のもと、看護研修センターを設置し、看護学部生、新人看護師および看護職員の看護研修を充実させる。

④組織、運営、管理に関すること

- ・ 医療の質及び医療安全の向上を図るため、第2回目の病院機能評価を受審する。
- ・ 新型インフルエンザに適切に対応できるよう全病院的な対策を講じる。
- ・ 医師の勤務負担を軽減していくため、職種間の機能分担を行う体制整備に取り組むとともに、医師の勤務体制（主治医制等）見直しについて検討する。
- ・ 広報委員会、病院職員向けホームページの充実により内部広報システムを確立し、委員会活動内容等の情報共有を図ることにより各会議間及び職種間の連携を高め、効率的、機能的な病院運営を行う。
- ・ 看護師の募集活動を強化するとともに、看護師確保及び離職防止対策として、新たに夜間保育施設を設置する。
- ・ 手術室の効率化及び物流システムの見直し・改善を引き続き行い、医薬材料費の縮減に努め、病院経営の安定化・効率化を図る。
- ・ 災害対策マニュアルの改訂や災害訓練を実施し、災害発生時に適切に対応できる体制を整備するとともに、職員の意識向上を図る。
- ・ 病院経営の効率化を図っていくため、引き続き医療収入の確保に努めるとともに、

後発医薬品の採用促進等により、経費削減に努める。

⑤施設・設備に関すること

- ・ 老朽化した施設設備の更新と高度化、多様化する医療ニーズに応え安全かつ効率的な病院運営を行っていくため、外来リニューアル工事（精神科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科等の移設、改修）を本格化させるとともに、病院情報システム（電子カルテシステム）更新等を実施する。
- ・ とちぎ子ども医療センターの充実を図るため、小児手術室の追加整備を行う。
- ・ 住宅戸数の不足、建物老朽化への対応を行うとともに、優秀な臨床研修医の確保のために、レジデントハウス（210戸程度）を建設する。
- ・ 高度医療に対応できる検査体制を整えるため、全身用MRI装置を増設し、併せてこの設置場所を確保するため建物整備を行う。

9 附属さいたま医療センター

附属さいたま医療センターは、地域における医療への貢献と、へき地等の地域医療に従事する医師に対する生涯教育の確立を図ること等を目的に平成元年に開設された。

平成22年度についても、引き続き大学附属病院としての使命である高度医療を提供するとともに、地域住民の方々に安定した医療サービスを提供していけるよう努めていく。

(1) 経営目標

- 地域の医療ニーズに応えつつ、安全で質の高い医療を提供するとともに、既存病棟のリニューアルを順次実施し次の数値を目標としながら効率的な病院運営に努める。
 - ・ 外来患者1日平均 1,208人以上
 - ・ 病床稼働率 83.5%以上
 - ・ 新入院患者数 12,000人以上
 - ・ 平均在院日数 14日以下

(2) 主な取組み

①診療に関すること

- ・ 地域の医療ニーズの高い周産期医療の充実を図り、急性期病院としての役割を果たしていくため新生児集中治療部門（NICU・GCU）を開設する。
- ・ 近隣医療機関と連携し、患者紹介を円滑に行うため運用している地域医療連携パスや地域医療機関マップの充実を図り、患者逆紹介率の向上を図ることにより、大学附属病院としての使命を果たしていく。

②医療人の育成に関すること

- ・ 幅広い医学知識と技能を持ち優れた臨床能力を有する医師を養成するため、総合診療に係る指導医の確保及び育成を積極的に行い、総合医学の確立に努める。
- ・ 地域医療に従事する医師の生涯教育支援及び病棟業務を支える医師確保のため、短期研修や医学生等の見学受入れを積極的に行い、また、特色ある研修カリキュラムや最新の研修環境等をPRし、引き続き臨床研修医及び後期研修医の確保に努める。
- ・ 昨年度開設した産科については、初期臨床研修制度に基づく研修が実施できる体制を整備する。

③組織、運営、管理に関すること

- ・ 地域の医療ニーズに応じていくとともに、高度医療機関として地域住民の期待に応じていくため、病病連携・病診連携を強化し、病床の有効利用を図る。
- ・ 安全で質の高い医療を提供するため、医療安全講演会・講習会等を通じて職員の意識向上を図るとともに、バーコードによる患者照合システムの導入を進める（2か年計画）。
- ・ 職員教育、サーベイランス（監視）結果に基づいた感染対策指導等の実施により、意識向上を図り、院内感染を防止する。
- ・ 新型インフルエンザに適切に対応できるよう全病院的な対策を講じる。
- ・ 安全管理機器の整備や各種マニュアル見直しを行うとともに、臨床指導者による適切な指導により、新規採用看護師の業務不安やストレスの軽減を図り、看護師支援に努める。

④施設・設備に関すること

- ・ 高度な医療と多様なニーズに応じていくため、南館 6 階に新たに整備する病棟を仮移転場所として、既存病棟のリニューアルを順次実施する。
- ・ 高度医療の提供、医療安全の向上を図るため、放射線画像システムのバージョンアップ等を行い、より良い電子カルテシステムを構築する。

10 大学の管理運営

大学は、健全な運営を行うとともに、経営の効率化に努めていかなければならない。これを推進するため、大学の管理体制を整備し、収入の確保、経費の抑制を図るとともに、人材育成、職場の安全管理、施設・設備の整備、業務環境の改善等に努める。

(1) 組織・運営に関すること

- ・ 本学の理念、目的、目標が社会などの変化に即しているか引き続き検証し、この実

現に努めていく。

- ・ 本学の現在及び将来のあり方等、大学運営の基本的事項について、企画委員会で審議し、理事会、教授会等と連携を図りながら適切に運営を行う。

(2) 財務に関すること

- ・ 中期計画を着実に進められるよう安定した財源の確保に努めるとともに、各種補助制度の活用等による外部資金の積極的な導入、効率的な資産運用等により財政基盤の確保に努める。
- ・ 業務見直し等を通じて引き続き経費削減に努め、計画的かつ効率的な予算の執行を行う。
- ・ 研究者への情報提供を適切に行うとともに、公的研究費の不正使用防止基本指針に基づき事務処理を行い、外部研究資金の適正な管理に努める。
- ・ 財務及び業務に関する監査を適正に実施するとともに、この充実を図るため、競争的資金の監査手法等について監査法人と協議しながら引き続き検討を行う。

(3) 教職員の人事に関すること

- ・ 事務の効率化・合理化、教学組織との連携の観点から各事業を見直し、円滑に機能する組織体制を構築する。また、中堅職員研修や勤務評定制度を定着させていくための管理者研修等を実施し、将来を担う人材の育成、教職員の資質の向上を行う。

(4) 施設・設備に関すること

- ・ 教育・研究活動が円滑に行えるよう、建物施設、電気、冷房設備等の保守点検や整備修理を適切に行い、機能の維持、安全性の確保に努める。
- ・ 老朽化した施設、設備については、緊急度を考慮しながら計画的に更新等を実施するとともに、点検・修理を適切に行う。平成22年度は、非常用自家発電機設備更新等を実施する。

(5) 安全管理に関すること

- ・ 定期健康診断の完全受診を維持するとともに、若年教職員の定期健康診断項目を充実させる。また、新型インフルエンザワクチン接種等による感染防止対策の強化、メンタルヘルス相談体制の充実を図り、教職員の健康保持に努める。
- ・ 専任産業医の指導のもと、衛生委員会による定期的な職場巡視等を通じて、安全でより良い職場作りに努める。
- ・ 個人情報保護の必要性、重要性について研修会等を通じて周知し、部屋の施錠、パソコンのパスワード設定、個人情報保護規程の整備等により、ハード、ソフト面から安全措置を講じ、個人情報の適切な保護並びに漏洩防止に努める。

- ・ 講演会や新入職者、入学者に対するガイダンスの実施等により、各種のハラスメント防止について啓蒙し、教職員及び学生に周知徹底を図ることにより、この発生防止に努める。

(6) 自己点検・評価及び外部評価等に関すること

- ・ 第3者機関による大学評価（認証評価）結果を踏まえながら、第2期中長期目標・中期計画を着実に進展させ、課題の改善を図りながら、教育、研究等の充実・向上に努める。

(7) 広報・情報公開に関すること

- ・ 本学の理念、運営方針、財務状況、教育・研究の状況等を一般社会に向けてホームページ等で情報発信するとともに、新たな研究成果等は県政記者クラブへの情報提供等の広報手段を活用し、積極的に広報する。